

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書
(鳥取県立とっとり花回廊)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査・運営評価委員会」という。)として、次のとおり鳥取県立とっとり花回廊(以下「とっとり花回廊」という。)の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム

〔代表者〕

一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取市相生町四丁目4 1 1 番地 理事長 安田 達昭

〔構成団体〕

一般社団法人鳥取県造園建設業協会 鳥取市永楽温泉町2 1 4 番地 会長 西谷 勝之

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

3 委託料の額

1, 834, 805, 000円(債務負担行為額1, 872, 255, 000円)

〔参考〕単年度委託料の額

年度	指定管理料の額
令和6年度	366,961,000円
令和7年度	366,961,000円
令和8年度	366,961,000円
令和9年度	366,961,000円
令和10年度	366,961,000円

4 選定理由

とっとり花回廊の指定管理者の指定に当たっては、1団体のみ応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び県内花き振興への取組、施設設備の維持管理など種々の点で努力や、積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和5年7月4日から同年8月17日まで(現地説明会7月20日(木))

(2) 応募者

応募者（代表者）	所在地
とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム 〔代表者〕 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭 〔構成団体〕 一般社団法人鳥取県造園建設業協会 会 長 西谷 勝之	鳥取市相生町四丁目4 1 1 番地

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属・役職等
遠藤 達也	鳥取県苗物・鉢物生産研究会役員
古川 嘉彦	古川嘉彦税理士事務所 税理士
山崎 裕美子	皆生菊乃家 若女将
桐原 真希	自然観察指導員 とっとり・なんぶ手自然ネットワーク 代表
栃本 義博	鳥取県農林水産部農業振興局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：令和5年6月15日（木）

指定管理者制度及びとっとり花回廊の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：令和5年9月5日（火）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（観光振興への取組、花き振興への取組、サービス向上策、利用促進策等） ・植栽管理計画の内容（県内花き園芸の振興の取組（考え方）、植栽のデザイン企	6 0

		画、展示、管理等) ・施設管理（設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方） ・管理の基準 （開園時間、休園日、利用料金等の設定 交流・学習活動への取組 個人情報保護、情報の公開） ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	・収支計画及び見積内容 ・県の委託料額の多寡	9
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 （指定手続条例第5条第3号）	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	31

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査） ※点数は審査会出席委員の平均

	配点	とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	60	39.56
選定基準3	9	6.36
選定基準4	31	19.70
合計	100	65.62
提案された指定管理料		1,834,805千円

主な審査項目に対する委員からの主な意見等 ○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】 ・施設の平等な利用を確保できるものと評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・展示・管理について、花の愛好家の技術的に高レベルの人が多く、その方々をうならせるくらいのテーマパークとなるよう期待する。
- ・ただ唯一だけでなく、上手に情報を発信し、話題性の提供が重要なポイントである。
- ・シルバー層の活躍も求められているが夏場の活動等健康面が心配。作業の効率化の点で機械化等も検討すべき。
- ・意欲あふれる5カ年契約である。
- ・新企画を話し合われどんどん実行されている様子も聞き、信頼が持てる。
- ・新たな設備投資の対象として、エントランスとエントランス横の待合室を明るく楽しくおしゃれな空間づくりへとしていただきたい。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・運営団体の財政基盤・経営基盤は安定しており、また、魅力向上に向けた取り組みは評価できる。
- ・造園協会と連携することで施設管理や魅力向上に向けた取組を強化しようとする方向性は評価できる。新しい視点での取り組みに期待する。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・人材育成どの分野も課題山盛りだが、今後、園内の野生生物を専属で担当する方を職員に入れられた方がいいのではないか。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

[管理運営の方針]

平成11年の開園以来、とっとり花回廊は今年25年目を迎えています。当とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム（以下「当コンソーシアム」という。）の構成組織である一般財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）はその開園から現在に至るまで、とっとり花回廊の「県民に緑あふれる憩いの場を提供」「観光振興」「花き振興」という設置目的の実現に向けて取り組んできた。

一方で25年という月日によって、社会環境や花回廊自体の変化、来園者の多様化・高齢化、急速な技術革新など様々な変化が生じ、当初のやり方のままではスムーズな管理運営を続けづらい面が出てきていることも事実であり、我々はこのような現状を踏まえ、短期的目線だけでなく中長期的な目線を保ちながら、守るべきは守り、そして変えるべきは変えて、ワンランク上の管理運営を行わなければならないと考えている。

とっとり花回廊は地域の核であり、地域活性化のエンジンになる施設であると認識している。ゆえに花回廊の管理運営は、花回廊の発展だけでなく南部町をはじめとした地域の活性化をいかに図っていくか、ということ常を常に念頭に置きながら行うことが非常に重要だと考えている。そのバロメータの一つとして入園者数の確保ということが挙げられる。花回廊が花の施設であることに鑑み、花に触れるきっかけや花を楽しむ空間、そして花を愛でる時間を提供することに重点を置きながら、ご来園いただきたいと考えている。駐車

場調査やアンケート結果、関係各所からご提供いただく観光客の動態や傾向など、過去のデータを元にした来園者分析に加え、旅行業界の動きやトレンドを加味してターゲットを絞り、ピンポイントでの情報提供や営業など効果的な対策を実施して集客を促進する。

今回の応募に当たっては、志を同じくする観光事業団と一般社団法人鳥取県造園建設業協会（以下「造園協会」という。）が手を組むとともに、鳥取県の宝であるこのとっとり花回廊を「オール鳥取県」として盛り上げ、そしてこの地域の活性化を図る要衝として管理運営を行っていく。

（１）開館時間・休館日

開館時間は、来園者を迎える開園準備が必要なため午前９時に開園し午後５時に閉園する。また、１１月から３月については、日没時間が早いため午後４時３０分閉園とする。

ムーンライトフラワーガーデン、フラワーイルミネーション開催日は午後９時閉園とし、フラワーイルミネーション開催日のうち、１２月、１月は午後１時開園とする。

その他、利用時間拡大への取組みとして、イベントの開催や旅行会社等の依頼により前後の開園時間の延長が必要な場合は柔軟に対応する。また夏季の早朝開園を実施する。

休園日については、１２月から３月の毎週火曜日及び年末年始（１２月２９日～１月１日）とする。ただし、一部の休園日を夏期に振り替える。令和６年度は下記のとおりとし、以後については毎年の事業計画に定める。

区分	休園日
７月	毎週火曜日
８月	毎週火曜日（お盆期間を除く）
１２月	毎週火曜日（年末を除く）
１月	毎週火曜日（年始を除く）
２月	毎週火曜日
３月	第１週、第２週火曜日

また、臨時開園への取組み・臨時閉園対応として、旅行会社等から臨時開園を要請された場合は、県と協議の上柔軟に対応する。

なお、台風や大雪等に関する警報が発せられたとき、または地震や火災などが発生したときなどには、お客様及び職員の安全が確保できるかどうか判断し、危険が及ぶと考えられるときには、県と協議の上臨時休園とする場合がある。

（２）利用料金

昨今の世界的な社会情勢を要因とする原材料費、流通コスト、光熱費などの物価高騰による維持管理費の大幅な増加により、業務の効率化やコスト削減では花回廊の魅力を維持・向上させる健全な管理運営の継続が困難な状況となっている。さらに今後の花回廊にとって不可欠な専門的知識・技術を有する有能な人材の雇用及び人材育成に必要な財源確保も大きな課題となっている。また、周辺の類似施設の状況や受益者負担の観点も含めて総合的に判断した結果、この度利用料金を下記のとおり改定する。

区分	一般			小・中学生			小学生 未満
	4～6月・ イルミネーション	7～11月 ・3月	12～2月・ ムーンライト	4～6月・ イルミネーション	7～11月 ・3月	12～2月・ ムーンライト	
個人	1,200円	960円	500円	600円	480円	250円	無料
10名以上	1,080円	860円	450円	540円	430円	220円	
20名以上	960円	760円	400円	480円	380円	200円	
学校行事	600円	480円	250円	300円	240円	120円	

【その他特別料金等】

(ア) 無料入園日の設定

- ・とっとり県民の日（9月12日）

県民の日制定の趣旨に賛同し、県民の皆様にとっとり県民の日について認識していただき、郷土について考えるきっかけづくりとするために設定する。

- ・花の日（8月7日）

花回廊にふさわしい「花（はな）」にちなんだ日として、花と緑あふれる憩いの場を幅広い世代に提供するために設定する。また、状況に応じて無料入園日の拡大も検討する。

(イ) 夏期の小中学生の無料化

小中学生が夏休みとなる時期に無料化を図り、自由研究に活用できる企画も併せて実施するなど花回廊を利用しやすい環境づくりを行う。

(ウ) 柔軟な利用料金の適正化

花壇の植え替え時期など一時的に園の魅力が低下する日については、当日の料金体系を考慮した上で、園内で利用できる割引券を発行するなど柔軟な対応策を講じる。

(3) 観光の振興への考え方

入園者数の確保にしっかりと取り組んで参ります。コロナ禍で落ち込んだ入園者数をコロナ前の水準に戻し、さらに上乗せしていくこと、しかもそれを一時的ではなく、永続的に進めていくには、本当の意味の実力アップである「園としての魅力アップ」が必須であると考えている。それがあってはじめて広報や営業といった集客のための「ツール」が生きてくる。しっかりと園づくりを進め、その上でタイムリーな誘客活動を進めていく。

一方で鳥取県西部を代表する県立施設である花回廊には大きな役割があると認識している。花回廊は観光に関わる施設の中でも中心的な施設であり、地域活性化の観点でも中心的な役割を担うべき施設であると考えている。地元南部町とはフルーツロード構想での連携やワーケーション事業での連携、皆生温泉とはインバウンド観光客誘客での連携を行うなど、花回廊として地域経済の中でのしっかりとした位置づけを確立するため、現在進行形で取り組んでいく。花回廊への誘客による関係団体や近隣施設への波及効果も含め、花回廊が地域の「核」として観光振興をリードできるよう努める。

2025年度には関西万博、2026年度には山陰道全線開通を控えている。県や周辺施

設と協力しながら国外、県外からの誘客にしっかりと取り組むとともに、鳥取県観光施設連絡協議会（観光事業団が事務局）を軸に鳥取県における東西観光関連施設の連携を強め、鳥取県内の観光客周遊化にも寄与したいと考えている。

（４）花き振興への考え方

県内花き振興への寄与について、下記項目を重点的に取り組む。

- ・ 県内花壇苗農家の育成

開園以来25年、中心を担っていた鳥取県西部の花壇苗農家が減少の一途を辿っている。全農やJA、県指導機関と協力して鳥取県西部の花壇苗農家の育成をこれまで以上に進めることはもちろんだが、鳥取県東中部の花壇苗農家にも目を向け、県内全域の花壇苗農家の育成にも注力していきたいと考えている。

- ・ 県内花壇苗の発表の場

鳥取県内における新品種や珍しい品種の発表の場として花回廊を使っていただく。たくさんの方の来園者の目に触れることにより口コミで広がることはもちろんのこと、マスコミを使った露出によって、その存在が広がり認知されることも期待できる。

- ・ 県内花壇苗の大消費地

花回廊では展示・販売を通じて、年間約40万鉢の県内産花壇苗が消費される。今後とも花壇苗の大消費施設として積極的に取り組んでいく。

（５）植栽管理への考え方

- ・ 花と緑あふれる憩いの場の提供

とっとり花回廊の持つ豊かな自然と大山の眺望を活かし、四季を通じて花と緑あふれる憩いの場を提供する。

- ・ 花壇苗の県内優先調達による花き生産の振興とPR

植栽する花壇苗の購入金額を増額するとともに、購入金額の95%以上は県内産を使用する。

園芸ショップでは、園内に展示した県産花壇苗の販売を充実する。

- ・ 希少植物や山野草展示のさらなる充実

希少植物の保有等として、大山の希少植物等の保護、増殖に取り組む。

展示の充実として、東館や自然散策エリアに山野草や絶滅危惧植物を展示する。

- ・ その他、魅力ある園づくりに向けた短期的・中長期的視点に立った取組

園内の将来像の策定として、人気植物の拡大、環境にあった植物を導入する。

植物が健全に生育するための管理の方針を策定し、必要となる期間と内容等について検討を進める。

来園者を飽きさせない取組、新規見所の造成として、タブの木の丘、花の谷の整備、フラワードームの整備、フラワードーム内コショウランのトンネルの充実、ユリ花壇の増設、東館回廊沿いの整備、サクラの整備を行う。